HTLV-1確認検査（WB法、LIA法）実施前の同意書

（説明者：医療機関）

同　意　書

ＨＴＬＶ－１抗体検査（スクリーニング検査）の結果、確認検査（WB法、LIA法）を受けるにあたり、その結果を、医療機関からお住まいの県健康福祉センター（又は下関市）に報告することについて

　（いずれかを○で囲んでください。）

　同意します　　　　　・　　　　同意しません

（署名欄）　　　　　　　　年　　月　　日

氏　名

＜確認検査を受けられる方へ＞

妊婦健康診査では、HTLV-1母子感染予防のために、HTLV-1ウイルスの抗体があるか血液検査を行います。この検査で「陽性」と出た場合、確認検査（WB法、LIA法）を受けていただきます。

確認検査（WB法、LIA法）の結果「陽性」だった場合、母乳を介したHTLV-1母子感染の予防と、お子様の長期（３年以上）の経過観察が必要とされています。

山口県では、県健康福祉センター（又は下関市）が、お母さんの個別相談やお子様の経過観察、検査について適切な時期を御紹介します。

－山口県　こども政策課―